

家畜衛生だより

平成24年 6月 第4号
東部家畜防疫獣医師会
東部家畜防疫運営協議会
(社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

◎診療施設の変更届出を忘れずに!!

家畜保健衛生所では、獣医師法、獣医療法に基づく開設届出等の受理業務を行っています。

開設時の届出事項に変更があった場合には、10日以内に変更事項を届け出ることが義務づけられています。

※本年度変更があった場合、必ずご提出ください。

★変更があった場合に届出が必要な事項

- ・施設の構造設備(大規模な改築や移転は新規届出が必要)
- ・開設者の氏名及び住所(法人名称と事務所の所在地)
- ・診療施設のエックス線装置
- ・診療施設の名称
- ・管理者の氏名及び住所
- ・診療に従事する獣医師
- ・診療の業務の種類(産業動物又は小動物、他)
- ・定款(法人の場合)

開設者が法人化したり、別の法人や親から子へ移行した場合は新規の届出が必要です

★提出書類

(1) 診療施設開設届出事項変更届出書

(2) 変更内容に応じた添付書類

- ☆ 構造設備の変更 → 構造設備の概要書及び見取図
- ☆ エックス線装置の変更 → エックス線装置の概要書、エックス線診療室見取図及び線量測定記録
- ☆ 獣医師の採用 → 獣医師免許証の写し(原本照合必要)
- ☆ 法人名称・所在地変更 → 定款

届出書類は

〒283-0064 東金市川場1105-3 東部家畜保健衛生所

へ郵送するか、ご持参ください。